

令和3年4月1日

【書式の順番等大幅に変更、建築士法施行規則改正に伴い署名、押印不要、登録申請手数料変更(R3.4.1)】

【健康保険証の記号・番号にマスキングを施すこと(R2.10.1)】

【建築士法改正に伴い(ニ)誓約書が変更(R1.12.1)】

「Word」で入力するときのご注意

入力した際に「行ズレ」が生じ前頁、次頁にずれ込む方が多いです。

全ての書式は「A4サイズ」に合わせて作成しております。

- ・第五号書式 ・
- ・第六号書式（添付書類（イ）（ロ）（ハ））
- ・添付書類（ニ）（ホ）（ヘ）（ト）（チ）

入力した後、「行ズレ」が発生していないか確認して提出をお願いします。

登録申請手数料

所定のを直接受付窓口へ持参するか、下記の銀行口座へ振込をしてください。

銀行振込の場合は、登録手数料払込受取書のコピー提出が必要です。

振込先：高知銀行 本町支店（普）0304475

四国銀行 県庁支店（普）5145880

口座名：（一社）高知県建築士事務所協会 会長 西森敬祐(にしもりけいすけ)

手数料額	一級 17,000円	二級・木造 12,000円
------	------------	---------------

【記入注意】

前回の申請時（新規・更新・変更のいずれか）から登録事項に変更があり、変更届を提出されていない場合は変更届も一緒に提出してください。

印欄は記入しないでください

のある欄は、該当するの中に✓印を付けてください。

記載ミスが生じたときは、修正液・修正テープ等で訂正しないで、二重線を引き訂正してください。

（有）・（株）など略式で記載しないでください。有限会社、株式会社 等としてください。

法人で兼業の場合の事務所名称は、登記上の会社名に「一級・二級建築士事務所」又は「設計事務所」などを前後に入れることが望ましい。

お問い合わせ・提出先

一般社団法人高知県建築士事務所協会

〒780-0870 高知市本町 4-2-15 高知県建設会館 3階

電話 088-825-1231

F A X 088-822-1170

【更新・新規登録】チェック表

下記の書類がそろっているかご確認の上、提出してください。
 記入の仕方は「建築士事務所登録申請の手引き等・記入例」を参照してください。

手数料額 (新規・更新)	一級 17,000円 二級・木造 12,000円
--------------	-----------------------------

1	第五号書式 (第一面)	「建築士事務所登録申請書(高知県)」正・副	正・副 各1部										
2	第五号書式 (第二面)	「所属建築士名簿」 新規の場合、「所属した年月日」は記載不要	2部										
3	第五号書式 (第三面)	「役員名簿」 法人のみ 役員名簿には、業務を執行する社員、取締役、執行役、社外取締役、代表権を有する支配人、若しくはこれらに準ずる者(法人格のある各種組合の理事等)を記入して下さい。監査役、会計参与、監事及び組織上の支店長等は除きます。	2部 (法人のみ)										
4	第六号書式 添付書類(イ)	「業務概要書(最近5年間の業務概要)」 新規の場合、不要	2部										
5	第六号書式 添付書類(ロ)	「略歴書」 登録申請者と管理建築士が異なる場合はそれぞれ作成 職歴は空白期間がないように記載(「無職・アルバイト」等 記載する)	2部										
6	第六号書式 添付書類(ハ)	「誓約書」	2部										
7	添付書類(ニ)	「管理建築士の承諾書」 登録申請者と管理建築士が異なる場合のみ提出	2部										
8	添付書類(ホ)	「建築士事務所の整備報告書」 工事監理報告書 帳簿 設計・工事監理業務委託契約書、この3種類の用紙は事務所を開設するにあたっては必ず備え付けてください。	2部										
9	添付書類(ヘ)	「建築士事務所の内外写真(カラー写真、白黒不可)」 新規の場合、標識板の写真はいりません。後日提出となります 内部:パソコン、机、椅子、書棚(法令集)等 外観: 道路を含む建物全体の写真と登録済標識板 (標識板材質はアクリライト・板等で作成【紙のみでの掲示は不可】) よくある間違い: 標識板の「登録の有効期間」は 現在の登録年月日 としてください。 更新後の登録年月日を作成される方がありますが、間違いです。 文字の鮮明なものでかつ公衆の見易い場所に標識を掲示していることが判明できる写真。また、法改正により平成19年12月20日以降より登録の有効期間を記載するようになりました。 法人の場合 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">建築士事務所名称</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">登 録</td> <td>一級建築士事務所 高知県知事登録第……号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開 設 者</td> <td>高知建設株式会社 代表取締役 高知太郎</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">管理建築士</td> <td>一級建築士 高知次郎</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">登録の有効期間</td> <td>令和 年 月 日から令和 年 月 日まで</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">記載注意してください!</p> 記入例 : 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで	建築士事務所名称		登 録	一級建築士事務所 高知県知事登録第……号	開 設 者	高知建設株式会社 代表取締役 高知太郎	管理建築士	一級建築士 高知次郎	登録の有効期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	1部 (正のみ)
建築士事務所名称													
登 録	一級建築士事務所 高知県知事登録第……号												
開 設 者	高知建設株式会社 代表取締役 高知太郎												
管理建築士	一級建築士 高知次郎												
登録の有効期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで												
10	添付書類(ト)	「建築士事務所付近見取図」	1部 (正のみ)										
11	添付書類(チ)	「退職証明書」 可-不可 管理建築士が前職場を退職して3ヶ月未満の場合 (離職票・健康保険資格喪失証明書等でも可)	2部										

次頁 添付書類も必要です

【添付書類】

12	「建築士免許証 又は 建築士免許証明書(コピー)」 管理建築士・所属建築士全員分	2部
13	「法第22条の2に規定する講習の修了証(コピー)」 【定期講習(建築士・構造・設備)】 管理建築士・所属建築士全員分 最新のもの 所属する建築士は、建築士法第22条第2項に規定する講習(法定講習)の修了証の写しを添付してください。 ただし、建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の37に該当する者については、同条に基づき講習を受けて後3月以内に修了証の写しを提出してください。	2部
14	「法第24条第2項に規定する講習の修了証(コピー)」 【管理建築士講習会】 原本提示の必要はありません	2部
15	「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」 3ヶ月以内のもの 【正本に原本、副本にコピーしたもの】 法務局で取得したものを正本に、コピーしたものを副本に添付	原本1部 コピー1部 (法人のみ)
16	「定款」(1、2) 1 定款最終ページの余白に「この写しは原本と相違ありません。日付・会社名・代表役職名・代表者名」と記入する 2 定款の事業内容に下記いずれかの記述が必要。掲げられていない場合は、「 次期の定款を改正し得る機会(株主総会等)に、建築物の設計及び工事監理を意味する事項を挿入する 」旨を欄外に記載し、申請者の法人印を押印してください。 1. 建築物の設計 2. 建築物の工事監理 3. 建築工事契約に関する事務 4. 建築工事の指導監督 5. 建築物に関する調査若しくは鑑定 6. 建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理	2部 (法人のみ)

新規登録の方は下記添付書類も必要です

17	事務所所在地の確認 (1)自己所有の場合 固定資産評価証明書、建物の権利書、建物の売買契約書、建物の登記簿謄本のうち1点 (コピー2部) (2)賃貸契約書(コピー2部)又は使用承諾書(押印のある原本1部とコピー1部)	
18	「建築士事務所の平面図」 2部	
管理建築士の要件(本人と資格)を確認するための書類全てを持参して下さい		
19	「建築士免許証 又は 建築士免許証明書」 原本提示 原本掲示できない場合は、運転免許証等顔写真付きの証明書のコピーを添付 管理建築士講習会修了証のことはありません	
20	「管理建築士の住民票(1ヶ月以内)」【 正本に原本1部、副本にコピーしたもの1部 】	
21	「管理建築士の賃金台帳(給与台帳)又は源泉徴収簿(直近3ヶ月)」 コピー2部 社名が入ったもの 賃金が発生していない場合でも、賃金台帳に名前を記載し「0」と記載したものを提出して下さい。	
22	「管理建築士の健康保険証又は雇用保険証及び雇用保険資格取得等確認通知書」 の内いずれか1つコピー2部 健康保険証は被保険者等記号・番号等にマスクン をして下さい	

正

一級
二級
木造

建築士事務所登録申請書(高知県)

(第一面)

〔記入注意〕

- 1 印欄は、記入しないでください。
- 2 のある欄は、該当する の中に✓印を付けてください。
- 3 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

手数料欄			
令和	年	月	日
			手数料納入済
		一級	17,000 円
		二級・木造	12,000 円

一級 二級 木造		建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。				
		令和 年 月 日				
高知県指定事務所登録機関		登録申請者氏名				
一般社団法人高知県建築士事務所協会会長 殿						
建築士事務所	ふりがな	-----				
	所在地	(〒)	電話	FAX		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別		建築士事務所			
登録申請者	個人であるとき	ふりがな	-----		建築士の資格	
		住所	(〒)	電話	FAX	
	法人であるとき	ふりがな	-----			
		事務所所在地	(〒)	電話	FAX	
建築管理する建築士事務所を	ふりがな	-----		登録番号		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		建築士	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造の場合)		
	管理建築士講習を修了した年月日	平成 年 月 日	修了証番号			
現登録年月日及び登録番号		平成 年 月 日	高知県知事登録 第 号	審査		
新規 更新	登録年月日及び登録番号	令和 年 月 日	高知県知事登録 第 号			

(第二面)

所属建築士名簿

〔記入注意〕 全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の中に✓印を付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

(ふりがな) 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日	所属を外れた年月日
(備考) 別紙 有 無	計					一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	名 名 名 名 名

(第三面)

役員名簿

(記入注意)

- この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の中に✓印を付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	役名	生年月日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日

(備考)

別紙 有
無

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者の氏名又は名称

高知県指定事務所登録機関

一般社団法人高知県建築士事務所協会会長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消の日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

〔記入注意〕

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

管理建築士の承諾書

（事務所名称）

私は、このたび

の

登録申請（新規、更新、管理建築士変更）にあたり、管理建築士となることを承諾

いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

添付書類（ホ）

建築士事務所の整備報告書

（注） のある欄は、該当する の中に✓印をつけ、（ ）の中は、該当事項を記入してください。

事務所名称	
-------	--

1 現況

事務室	() m ² 、() m ² /人、所員()人
図書室	工事監理報告書（土法第 20 条第 3 項） 帳簿（土法第 24 条の 4 第 1 項に定める書類） 設計・工事監理業務委託契約書（高知県指導要綱第 3 条） 基本建築関係法令集 年版 建築基準法令集 年版 集録建築法規高知県版 追録全 3 冊 その他の法令集（ ） 建築基準法質疑応答集 追録全 4 冊 構造計算基準（ ） 建築工事仕様書（ ）
備品	製図台（ ）台 机（ ）台 複写機（ ）台 電話（ ）台 FAX（ ）台 C A D 装置名称（ ） ソフト名（ ） パソコン 機種名称（ ） ワープロ 機種名称（ ）

2 今後の整備計画

事務室	
図書等	
備品	
その他	

添付書類（へ）

建築士事務所の内外写真（正のみに添付）

<p>外部</p> <p>建物の外観 道路を含む建物全体</p>	<p>写真添付</p>
<p>登録標識</p> <p>公衆の見易い場所に 標識を掲示しているこ とが判明できる写真</p>	<p>写真添付</p>
<p>登録標識</p> <p>記載文字が識別でき るよう大きく写す</p>	<p>写真添付</p>

添付書類（へ）

建築士事務所の内外写真（正のみに添付）

<p>内部</p> <p>設計室の CAD,製図機械、パソコン、机等を入れ、室内全景を写す</p>	<p>写真添付</p>
<p>内部</p> <p>図書、法令集等がわかる写真</p>	<p>写真添付</p>

添付書類（ト）

建築士事務所付近見取図（正のみに添付）

印欄は記入しないでください。

建築士事務所	名称		一級・二級・木造	個人 法人
	所在地	電話 ()	登録番号 第 号	登録年月日
	登録申請者 氏 名		管理建築士 氏 名	
付近見取図（方位、目標建物等を記入する。）				

添付書類（チ）

退職証明書

（注） 管理建築士が前職場を退職して3カ月未満の場合に添付してください。

氏 名

生年月日

住 所

うえの者は、 年 月 日をもって退職したことを証明します。

年 月 日

事業所名称

所在地

代表者氏名

副

一級
二級
木造

建築士事務所登録申請書(高知県)

(第一面)

一級
二級
木造

建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

高知県指定事務所登録機関

登録申請者氏名

一般社団法人高知県建築士事務所協会会長 殿

建築士事務所	ふりがな 名 称			
	所在地	(〒)	電話	FAX	
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	建築士事務所			
登録申請者	個人であるとき	ふりがな 氏 名	建築士 の資格	一級建築士 二級建築士 木造建築士
		住所	(〒)	電話	FAX
	法人であるとき	ふりがな 名 称		
		事務所所在地	(〒)	電話	FAX
管理する建築士事務所	ふりがな 氏 名		登録番号	
	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別	建築士	登録を受けた都道府県名(二級建築士 又は木造の場合)		
	管理建築士講習を 修了した年月日	平成 年 月 日	修了証番号		
現登録年月日及び登録番号		平成 年 月 日	高知県知事登録 第 号	審査	
新規更新	登録年月日及び 登録番号	令和 年 月 日	高知県知事登録 第 号		

あなたの申請については建築士法第23条の3第1項の規程により登録
されました
ので、通知します。なお、この登録は5年間有効です。
されます

令和 年 月 日

高知県指定事務所登録機関

一般社団法人 高知県建築士事務所協会 印